○法務省告示第六十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表日東精工株式会社の項中「冷間鍛造」の下に「、金属熱処理検査作業、産業用機械組立て作業」を加える。

○法務省告示第六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

ヤスキ建設株式会社	愛知県安城市根崎町西根百四十一番地	建設機械施工

○法務省告示第六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表北辰土建株式会社の項中「鉄筋施工」の下に「、型枠施工」を加える。

○法務省告示第六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

青野隆	北海道上川郡東神楽町十四号南八番地	耕種農業

○法務省告示第六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日　法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表株式会社カレントプランの項中「群馬県伊勢崎市北千木町千九百四番地五」を「群馬県伊勢崎市東小保方町三千三百二十五番地一」に改める。

○法務省告示第六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日　法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社マスニ	千葉県木更津市真里千八百四十番地	塗装

○外務省告示第二十九号

平成二十八年一月二十一日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億二千万円

3　署名者

日　本　側　船津まどか在サントメ・プリンシペ臨時代理大使

サントメ・プリンシペ側　アゴスティーニョ・クアレズマ・ドス・サントス・アフォンソ・フェルナンデス経済・国際協力大臣

平成二十八年二月二日　外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（ペンシルベニア州及びミシガン州を除く。）」を「アメリカ合衆国（インディアナ州を除く。）」に、「英国」を「英国（ファイフ州を除く。）」に改める。

○厚生労働省告示第二十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である一般社団法人日本海事検定協会について、平成二十七年十二月二日をもってその主たる事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月二日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地
東京都中央区新川二丁目十六番三号	東京都中央区八丁堀一丁目九番七号

○厚生労働省
農林水産省
経済産業省告示第一号

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、平成十一年十二月十四日付けで認可した豊川用水二期事業に関する事業実施計画について、次のように変更を認可したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月二日　厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

一　事業の名称
豊川用水二期事業

二　工事施行位置

	施設の名称	施設の位置
(一)	大野導水路	愛知県新城市
(二)	東部幹線水路及び支線水路	静岡県湖西市並びに愛知県豊橋市、新城市及び田原市
(三)	西部幹線水路及び支線水路	愛知県豊川市、蒲郡市及び新城市
(四)	牟呂松原幹線水路	愛知県豊橋市、豊川市及び新城市
(五)	松原幹線水路	愛知県豊橋市及び豊川市
(六)	牟呂幹線水路	愛知県豊橋市及び豊川市
(七)	初立池	愛知県田原市
(八)	管理設備等	愛知県豊橋市、豊川市、新城市並びに北設楽郡東栄町及び豊根村

三　事業実施計画の変更の認可の日
平成二十八年一月十四日